

				177号)第6条の規定により事業を認可すること。 2 同法第11条の規定により水道事業の休止又は廃止を許可すること。 3 同法第26条の規定により水道用水供給事業の経営を認可すること。 4 同法第35条の規定による水道事業経営の認可を取り消すこと。 5 同法第37条の規定により給水停止命令をすること。 6 同法第38条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ずること。 7 同法第39条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 8 同法第40条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援命令をすること。	水道事業の事業変更を認可すること。 2 同法第14条第5項の規定による料金の変更届出を受理し、又は同条第6項の規定により地方公共団体以外の水道事業の供給条件変更を認可すること。 3 同法第30条の規定により水道用水供給事業の事業変更を認可すること。 4 同法第33条第5項の規定により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。 5 同法第36条の規定により水道施設の改善の指示をすること。	
	6 温泉に関する こと。			1 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条の規定により温泉掘削を許可すること。		1 同法第5条第2項（同法第9条第2項で準用する場合を含む。）の規定により掘